

ひょうご小野産業団地

第 2 期

分譲募集要項

兵庫県企業庁

目 次

I 分譲の概要	
1 募集の趣旨	1
2 実施主体	1
3 用語の定義	1
4 分譲対象物件	2
II 提案事業者の資格等	
1 提案事業者の資格	4
2 失格要件	5
III 土地の譲渡条件	
1 最低譲渡価額	5
2 土地の分譲条件	5
IV 募集手続き	
1 スケジュール	10
2 募集要項の配布	10
3 現地見学会	10
4 質問書の受付・回答	11
5 提案書類の受付	11
6 提案書類等の取扱い	13
V 事業者の選定	
1 審査の方法	13
2 審査基準	14
3 審査結果の通知	14
VI 違約金	14
VII 提出場所（問い合わせ先）	15

I 分譲の概要

1 募集の趣旨

ひょうご小野産業団地は、企業立地の促進や雇用の確保など、兵庫県が推進している地域創生に取り組むため、兵庫県企業庁と小野市が共同で整備している新たな産業団地です。

交通アクセスとしては、阪神間から車で1時間圏内、山陽自動車道三木小野ICから5分、中国自動車道滝野社ICから20分の至近距離にあり、交通利便性に大変優れた立地環境となっています。

また、多自然地域で三世代が交流する健康・安心・生きがいのまちづくりモデルを基本概念とする小野長寿の郷構想地区や、小野市の産業の中核を担う小野工業団地・小野流通等業務団地に近接している地域であり、単なる工場用地にとどまらず、まち・ひと・しごとの好循環を生み出し、北播磨地域のみならず、兵庫の地域創生を支える都市基盤となる産業用地です。

今回の産業用地の分譲に当たっては、地域経済への波及や新たな就労の場の創出等、地域の元気を創出し、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献するなど、本県全体の活性化を図る企業を募集します。

2 実施主体

- (1) 募集者 兵庫県企業庁（以下「県」という。）
- (2) 事務局 兵庫県企業庁企業誘致課
〒650-8567
神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館3階
TEL：078-341-7711（内線5458） FAX：078-362-4272
E-mail：kigyoyuchi@pref.hyogo.lg.jp

3 用語の定義

- (1) 提案事業者
本募集要項の記載内容を承諾し、提案書類を提出した者としてします。
- (2) 事業予定者
提案事業者のうち、本募集要項V1の審査結果を踏まえ、県が事業者として決定した者としてします。
- (3) 物件取得者
事業予定者のうち、県と土地譲渡契約を締結した者としてします。
- (4) 共同事業体
複数の企業等が「共同事業体に関する協定書」を締結して、共同で事業を行う事業体としてします。

4 分譲対象物件

(1) 対象地

区画	所在地	地目	面積 (平場面積)
A-1	小野市山田町字池ノ谷 1991-1	山林	45,820 m ² (36,880 m ²)
A-2	小野市山田町字池ノ谷 1991-1	山林	43,670 m ² (35,130 m ²)
	小野市山田町字源四郎谷 1438-27	山林	
	小野市山田町字源四郎谷 1438-28	山林	
B-1	小野市山田町字池ノ谷 1991-1	山林	23,730 m ² (22,850 m ²)
	小野市山田町字源四郎谷 1438-13	山林	
	小野市山田町字源四郎谷 1438-14	山林	
	小野市山田町字源四郎谷 1438-25	山林	
	小野市山田町字源四郎谷 1438-85	山林	
B-2	小野市山田町字池ノ谷 1991-1	山林	29,130 m ² (28,550 m ²)
	小野市山田町字源四郎谷 1438-14	山林	
	小野市山田町字源四郎谷 1438-21	山林	
	小野市山田町字源四郎谷 1438-23	山林	
	小野市山田町字源四郎谷 1438-24	山林	
	小野市山田町字源四郎谷 1438-25	山林	
	小野市山田町字源四郎谷 1438-26	山林	
	小野市山田町字源四郎谷 1438-27	山林	
	小野市山田町字源四郎谷 1438-28	山林	
	小野市山田町字源四郎谷 1438-29	山林	
	小野市山田町字源四郎谷 1438-30	山林	
	小野市山田町字源四郎谷 1438-31	山林	
	小野市山田町字源四郎谷 1438-85	山林	
	小野市池尻町字打越 629-27	山林	
C-3	小野市山田町字池ノ谷 1991-1	山林	20,620 m ² (17,330 m ²)
	小野市山田町字源四郎谷 1438-31	山林	
	小野市池尻町字打越 629-27	山林	

※ 記載している面積は、確定測量前のものです。正式には、土地譲渡契約締結前に確定測量を行い、不動産登記（土地）により確定します（面積に誤差が生じます。）。

各区画の境界明示はコンクリート杭または、境界プレートにより明示します。

土地の引渡しまでに地目を「宅地」に変更する予定としています。

(2) 都市計画法等の規制

- ① 区域区分 市街化区域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
- ② 用途地域 準工業地域

Ⅱ 提案事業者の資格等

1 提案事業者の資格

- (1) 譲受申出価格が本分譲募集要項に記載する最低譲渡価額以上であること。
- (2) 指定期日までに譲渡代金（譲渡価格）の支払いが可能であること。
- (3) 提案する事業を円滑・計画的に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (4) 提案する事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (5) 提案事業者が次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと。

なお、共同事業体（注）として提案事業を実施しようとする場合は、すべての構成員が次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当していないこと。
 - ② 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者においては、資格を認める場合があるため事前に相談すること。）。
 - ④ 国税及び地方税について滞納していないこと。
 - ⑤ 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 参加資格の確認基準日は、提案申込の日とします。

(注) 共同事業体要件

- ① 共同事業体の構成員のすべてが分譲対象物件を取得しようとする構成員である必要はありませんが、分譲対象物件を取得しようとする者は、すべて構成員となっていなければなりません。
- ② 「共同事業体に関する協定書」には、共同事業体の目的、名称、事務所、存続期間、当該事業体を代表する企業等（以下、「代表企業」という。）及び各構成員の事務分担が定められていなければなりません。
- ③ この分譲に係る県からの連絡等は、代表企業の連絡担当者に対して行うことにより、構成員全員に連絡等がなされたものとみなします。
- ④ 代表企業から県へ提出された書類及び県からの照会に対する代表企業からの回答は、構成員全員の合意の上で提出又は回答されたものとみなします。

2 失格要件

提案事業者が以下のいずれかに該当すると県が判断した場合は、その提案事業者は失格とします。なお、提案内容の審査により事業予定者として決定した場合でも、契約締結までの間に当該失格事由に該当することが判明した場合は、決定を取り消すものとします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があるとき。
- (2) 提出書類に不備があり、補正が困難であるとき。
- (3) 提案事業者の資格条件に違反しているとき。
- (4) 「ひょうご小野産業団地分譲審査会（以下「審査会」という。）」の構成員へ審査における便宜を図ることを依頼する等、審査の公平を害する行為があったとき。
- (5) その他不正行為があるとき。

Ⅲ 土地の譲渡条件

1 最低譲渡価額

最低譲渡価額は下表のとおりとします。

区画	区画面積 (m ²)	最低譲渡価額 (円)
A-1	45,820	1,237,329,000
A-2	43,670	1,179,117,000
B-1	23,730	735,909,000
B-2	29,130	932,288,000
C-3	20,620	598,067,000

※記載している面積は、確定測量前のものです。正式には、土地譲渡契約締結前に確定測量を行い、不動産登記（土地）により確定しますが、面積の変更による譲渡価格の変更は行いません。

※最低譲渡価額に達していない提案は失格とします。

2 土地の分譲条件

(1) 土地利用の用途

物件取得者は、提案申込時に提出した土地利用計画書等に従い、本件土地全体を土地利用計画に基づく用途に供し、土地譲渡契約締結後 10 年間（以下「指定期間」という。）は、その用途に供するものとします。

なお、事業遂行に当たって、やむを得ない事情により、提案申込時に提出した土地利用計画書等を変更する場合には、事前に文書により県に申請し、承認を得てく

ださい。ただし、本募集の趣旨を損なうような変更や第三者への転売・転貸等は認めません。

(2) 土地の譲渡契約及び引渡し等

- ① 譲渡契約については、審査結果通知後に事業予定者に決定した者（共同事業体の場合は、その構成員のうち、分譲対象物件を取得しようとする者）と契約を締結します。
- ② 契約締結と同時に契約保証金（譲渡価格の10%以上）を県に支払ってください。
- ③ 事業予定者の責により契約を締結しないときは、第2順位の提案事業者を事業予定者として決定し、契約を締結します。
- ④ 上記③において、新たに事業予定者として決定された者は、契約締結と同時に契約保証金（譲渡価格の10%以上）を県に支払ってください。
- ⑤ 物件取得者は、造成が完了し、土地の引渡しが可能となる日以降に、譲渡価格から既に支払った契約保証金を差し引いた額を速やかに支払ってください。譲渡価格完納と同時に所有権を移転します。譲渡価格完納後、物件取得者を義務者として課される公租公課等は、物件取得者の負担とします。所有権移転登記の手続は県で行いますが、諸費用は物件取得者の負担とします。所有権移転後、現地に於て現状有姿にて土地の引渡しを行うものとします。
- ⑥ 本件土地は土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に規定する土壤調査を行っておらず、同法に規定する調査及び措置を実施する場合は、物件取得者の責任と費用において行うこととします。
- ⑦ 本件土地に隠れた瑕疵があることを発見しても、物件取得者は、県に対して損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。
- ⑧ 本件について、譲渡契約締結日から引渡し日までの間において、県の責によらない理由により当該物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は物件取得者の負担とします。

(3) 禁止する用途

- ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項又は第6項から第11項までに掲げる営業その他これらに類する業及びこれらの業に利便を図るための用に使用してはいけません。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する利用を行ってはいけません。
- ③ 悪臭・騒音・粉塵・振動など近隣環境を大きく損なう用途に使用してはいけません。

(4) 供給処理施設等

① 上水道

φ200mmの上水管が市道4328号（新都市中央線）歩道部に整備済みです。また、令和3年度には、φ150mmの上水管が市道130号（新都市南北線）歩道部に整備される予定です。隣接する道路から約0.5mまでの引込管（φ75mm）を1箇所敷設する予定で、令和4年3月頃に供給可能となる見込みですが、区画内における給

水管・受水槽を含む給水施設等については物件取得者で整備してください。引込管の移設や径の変更等は小野市水道部と協議してください。なお、使用水量により、小野市水道部から事業規模を制限される場合があります。

別途、給水施設の新設に係る加入金、水道管引き込み工事にかかる手数料等が必要です。

問合せ先：小野市水道お客様センター 電話 0794-63-1012

② 工業用水道

なし

③ 地下水

地下水の取水には制限がありますので、小野市水道部と協議してください。

問合せ先：小野市水道部管理グループ 電話 0794-63-1004

④ 下水道

区画内に公共枿を整備予定であり、令和4年3月頃に供用可能となる見込みです。公共枿への接続については、小野市水道部と協議してください。

ア 汚水施設

- ・ 公共枿の深さを十分確認の上、排水設備を計画してください。なお、基準勾配で排水できない場合は、事業者でポンプ等により排水してください。
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）及び小野市下水道条例（平成元年小野市条例第36号）に規定する排除基準を遵守するよう必要に応じて除外施設を設置し、公共下水道へ排水してください。
- ・ 公共下水道への排出水量は、1事業者当たり平均66 m³/日/ha（平場面積）で計画していますが、これ以上となる場合は、小野市水道部と協議してください。

イ 雨水施設

敷地内から区画内雨水枿までの施設については、物件取得者で整備してください。なお、「A-1区画とA-2区画」、「B-1区画とB-2区画」の2区画で事業を実施する場合は、元の区画の区域毎に各雨水枿に接続してください。

問合せ先：小野市水道部工務グループ 電話 0794-63-1004

⑤ 電力

普通高圧（6,600V）の配電設備が申込から約3ヶ月で供給可能となる見込みです。供給の申込み、特別高圧等の供給については、関西電力送配電株式会社にお問い合わせください。すでに建柱されている電柱を移設する場合は、関西電力送配電株式会社と協議してください。移設に必要な費用は物件取得者の負担となります。

問合せ先：関西電力送配電株式会社兵庫支社姫路電力本部 電話 079-227-0611

⑥ 都市ガス

大阪ガス株式会社の導管（中圧A）が申込から約6ヶ月で供給可能となる見込みです。供給の申し込み、供給量等については、ガス小売事業者にお問い合わせください。その他不明点等については大阪ガス株式会社にお問い合わせください。

問合せ先：大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー 兵庫導管部

⑦ 電話等通信回線網

NTT 西日本の電話回線提供エリアです。申し込み等については、電気通信事業者に提供の約3ヶ月前にお問い合わせください。

⑧ 区画への車両出入り口

区画への車両出入り口については、インフラ等平面図（図面1）のとおりです。新たに車両出入り口を設ける場合（移設を含む）は、物件取得者で整備（移設の場合における既存出入り口の閉鎖を含む）する必要があるため、設置にあたっては、小野市地域振興部道路河川課と協議してください。

問合せ先：小野市地域振興部道路河川課管理係 電話 0794-63-1008

⑨ 防犯灯

開発事業区域の面積に応じ、「小野市開発事業に係る調整及び地域のまちづくりの推進に関する条例施行規則」で定める基準により整備する必要があります。小野市市民安全部地域安全グループと協議してください。

問合せ先：小野市市民安全部地域安全グループ 電話 0794-63-1273

⑩ カーブミラー

市道への出入口を含め、当該開発区域のうち「不特定多数の方が自由に通り抜ける道路」でない場所にカーブミラーを設置する場合には、物件取得者の負担により設置してください。なお、設置後、市に移管する場合は、市の設置基準に基づき設置する必要があるため、小野市市民安全部地域安全グループと相談してください。

問合せ先：小野市市民安全部地域安全グループ 電話 0794-63-1273

⑪ 緑地

「小野市開発事業に係る調整及び地域のまちづくりの推進に関する条例」に基づき、開発事業区域面積の3%以上の緑地が必要です。また、工場立地法（昭和34年法律第24号）及び「環境の保全と創造に関する条例」による届出が必要です。ただし、工場立地法に係る工業団地特例が適用されるため、工場立地法に定める緑地の整備は不要です。なお、別途小野市と「都市環境の形成に関する協定」を締結し、道路に面する部分の緑化等、産業団地の良好な環境形成を図ることが必要となるため、小野市地域振興部まちづくり課と協議してください。

問合せ先：小野市地域振興部まちづくり課都市整備係 電話 0794-63-1884

⑫ その他

①～⑪に係る費用、負担金等は全て物件取得者の負担となります。

(5) その他留意事項

① 土地利用計画

区画、法面、道路、調整池等の配置は、土地利用計画図（図面2）のとおりです。

② 雨水排水区域

雨水排水流域図（図面3）のとおりです。なお、B-2区画には区画内に流域界が存在するため、事業実施にあたり流域界を変更しないようにしてください。

また、B-1 区画と B-2 区画の流域が異なるため、「B-1 区画と B-2 区画」の 2 区画で事業を実施する場合は、流域界を変更しないようにしてください。

③ 暗渠排水管

盛土部に地下水を集水し、排水するための暗渠排水管が、図面 4 のとおり設置されています。事業実施にあたり破損しないようにしてください。

④ 地盤の状況

造成にかかる切土部分と盛土部分の状況は、図面 5 のとおりです。盛土材料は当造成地内の切土部分の発生土を使用しています。地質調査試験等の結果の閲覧を希望される方は、兵庫県企業庁地域整備振興課までお問い合わせください。

問合せ先：兵庫県企業庁地域整備振興課 電話 078-362-3693

⑤ 盛土補強工 (A-1、A-2、C-3 区画)

盛土法面部にジオテキスタイルを用いた盛土補強工 (図面 6) を行っており、一部区画の法面内に位置しています。盛土の安定のために設置しているため、法面の掘削等を行う場合は破損しないようにしてください。

⑥ 造成森林の維持管理 (C-3 区画のみ)

西側の法面を含む幅約 24m の造成森林は、地区計画において緩衝森林帯として位置づけられているため、形状変更等はできません。物件取得者において適正に整備、保全してください。なお、植林配置や樹種については、図面 7 のとおりです。

⑦ 開発行為・建築行為

開発行為及び建築行為 (用途変更を含む) については、小野市地域振興部まちづくり課と事前協議の上、進めてください。

問合せ先：小野市地域振興部まちづくり課都市整備係 電話 0794-63-1884

⑧ 消防水利 (消火栓若しくは防火水槽) の設置

本件土地の開発に係る消防水利の設置については、小野市消防本部と協議の上、進めてください。なお、未包括部分については、物件取得者で消防水利を設置してください。

問合せ先：小野市消防本部消防課 電話 0794-63-4635

⑨ 事業所の業務に従事する者の居住の用に供する住宅等の設置

住宅等の設置による児童・生徒の増加数を把握するため、住宅、共同住宅等を建築する場合は、小野市教育委員会へ事前に報告してください。

問合せ先：小野市教育委員会教育総務課 電話 0794-63-1015

⑩ 良好な環境の保全

物件取得者は、公害防止に関する諸法令を遵守することはもとより、操業開始までに小野市と公害防止協定を締結し、良好な環境の保全に務めなければなりません。

問合せ先：小野市市民安全部生活環境グループ 電話 0794-63-1686

⑪ 建築工事等施工中の環境保全対策等

物件取得者は、建築工事等施工中において関係法令を遵守するとともに、濁水や粉塵の抑制等、周辺環境へ配慮のうえ、施工を行ってください。

また、各区画の建築工事等が輻輳することが想定されますので、相互に調整のうえ、安全対策を行ってください。

⑫ 容認事項

ア 消火栓標識の設置

市道 130 号（新都市南北線）歩道部に設置される消火栓の位置を示す標識が区画内に設置されます。これについては、県と小野市との間の土地の使用契約を県から物件取得者に引き継ぎます。

イ 電柱の設置（B-1、B-2、C-3 区画）

電力供給に必要な関西電力株式会社の電柱が区画内に設置されます。これについては、県と関西電力株式会社との間の土地の使用契約を県から物件取得者に引き継ぎます。

ウ 分譲済隣接区画境界部の施工（C-3 区画）

分譲済の隣接区画において境界部に擁壁等を設置しているため、隣接区画との境界付近については擁壁等に影響のないよう施工してください。

IV 募集手続き

1 スケジュール

募集要項の配付	令和3年8月20日(金)～12月17日(金)
現地見学会	令和3年10月13日(水) ※現地見学会への参加受付 令和3年10月1日(金)～10月8日(金)
質問書の受付・回答	受付：令和3年9月17日(金)～10月20日(水)
	回答：令和3年11月15日(月)～11月22日(月)
提案書類の受付	令和3年12月1日(水)～12月17日(金)
提案審査	令和4年1月下旬(予定)
事業予定者の決定	令和4年2月上旬(予定)
土地譲渡契約の締結	令和4年3月中下旬(予定)
土地譲渡代金の納付	令和4年9月以降(予定)
土地の引渡し	上記完了後、令和4年9月以降(予定)

2 募集要項の配付

(1) 期 間：令和3年8月20日(金)から12月17日(金)

(2) 場 所：事務局（兵庫県企業庁企業誘致課）

※ インターネットからのダウンロード（URL：<http://hyogo-sangyoyouchi.jp/topics/279/>）

※ 事務局での配布時間は、各日とも午前9時から午後5時まで（土・日曜、祝日（以下「休日」という。）及び正午から午後1時までを除きます。）。

3 現地見学会

(1) 日 時：令和3年10月13日(水)

※時間・集合場所は別途、参加者に通知します。

(2) 場 所：ひょうご小野産業団地

(3) 定 員：1 提案事業者につき 2 名まで

※ただし、申込み状況により調整することがあります。

(4) 参加申込受付

受付期間：令和 3 年 10 月 1 日（金）から 10 月 8 日（金）まで（必着）

受付場所：事務局（兵庫県企業庁企業誘致課）

参加しようとする者は、現地見学会参加申込書（様式 1）を直接持参又は郵送にて申し込んでください。

※ 持参の場合の受付時間は、各日とも午前 9 時から午後 5 時まで（休日及び正午から午後 1 時までを除きます。）。

(5) その他

① 現地見学会への参加は提案書提出に係る条件とはしません。

② 現地見学会当日は、本募集要項に関する質問は受け付けません。質問は、下記 4 に示す方法で対応します。

4 質問書の受付・回答

(1) 資 格：提案申込をしようとする者

(2) 受付期間：令和 3 年 9 月 17 日（金）から 10 月 20 日（水）午後 5 時まで

(3) 提出方法：質問書（様式 2）に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。口頭、電話、FAX 等による質問は一切受け付けません。

(4) 回答方法

① 令和 3 年 11 月 15 日（月）から 11 月 22 日（月）までに順次、県のホームページに掲載します（原則として、質問者に対する個別回答は行いません。）。その際、質問者の名称は記載しません。

② 審査基準に関する質問など審査会所掌事項に関する質問や提案又は事業実施上必要と認められない事項等に係る質問には回答しません。

③ 回答をもって、本募集要項の修正を行うことがあります。

※ 質問先メールアドレス： kigyoyuchi@pref.hyogo.lg.jp

※ 回答掲載先 URL： <http://hyogo-sangyoyouchi.jp/topics/279/>

5 提案書類の受付

(1) 期 間：令和 3 年 12 月 1 日（水）から 12 月 17 日（金）まで

※各日とも午前 9 時から午後 5 時まで（休日及び正午から午後 1 時までを除きます。）。

(2) 提案申込方法

提出書類を事務局（兵庫県企業庁企業誘致課）へ郵送により提出してください（当日消印有効）。

(3) 提出書類

下のア、イの書類を提出してください。

ア 正本1部のみ提出する書類

- ① 共同事業体に関する協定書（※共同事業体の場合のみ）
- ② 提案事業者資格誓約書兼確認書（様式3）
（注）共同事業体については、すべての構成員のものが必要。以下、③～⑥についても同じ。
- ③ 役員一覧表（様式4）
- ④ 定款又は寄附行為
- ⑤ 提案事業者の概要（会社案内、直近の決算概要等）
- ⑥ 納税証明書

課税されている国税及び地方税について、管轄する税務署、都道府県及び市町村が発行する、未納税額がないことの証明書（過去3カ年分「納税証明書（その3の3）」「納税証明書（3）」）

イ 正本1部と副本9部を提出する書類

- ① 分譲申込書（様式6）
- ② 譲受申出価格調書（様式7）
- ③ 土地利用計画書（様式8）
- ④ 施工計画表（様式9（A3サイズ））。施設稼働開始までのスケジュール）
- ⑤ 施設配置図（様式自由（A3サイズ）。建築・外構計画図、完成予想図等があればあわせて添付してください。）
- ⑥ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書（いずれも提案日前3か月以内に発行のもの）
（注）共同事業体については、すべての構成員のものが必要。以下、⑦についても同じ。
- ⑦ 直近3年間の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）及び事業報告書
- ⑧ その他参考資料

(4) 土地利用計画書（様式8）の作成要領

- ① 文字の大きさ
提案書類に使用する文字の大きさは、12pt 以上とします（表内、注釈等を除きます。）。
- ② 使用言語及び単位
使用言語は日本語とし、数字は算用数字、単位はメートル法とします。
- ③ 使用通貨
日本国通貨とします。
- ④ 土地利用計画書下部中央部に通し番号（ページ番号）をつけ、片面印刷とし、左側綴じでルール式ファイルに製本してください。
- ⑤ 提案書の表紙中央に「ひょうご小野産業団地第2期分譲提案書」と記載し、その下部に提案事業者名を記入してください。

(5) 提案内容の変更

提案内容の変更は原則として認めません。ただし、事業予定者の決定後、法制度

の変更などやむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、事業予定者は、県に対し提案趣旨を損なわない範囲で変更を申し入れることができます。また、事業内容の向上等を目的とした変更については、事業予定者はこれを県に対し提案することができます。なお、いずれの場合も変更の可否は、県が判断します。

(6) 提案にあたっての留意事項

① 募集要項の承諾

提案事業者は、提案申込書の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

② 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案事業者の負担とします。

③ 申込みは、一提案事業者につき、原則一区画の提案とします。

*ただし、「A-1 区画と A-2 区画」、「B-1 区画と B-2 区画」については、2 区画の提案も受け付けます。この場合、最低譲渡価額は、両区画の最低譲渡価額の合計額とします。

④ 提出書類が不足している場合は受理しません。

(7) 提案申込の辞退

提案事業者はひょうご小野産業団地分譲募集への参加を辞退することができます。その場合は、事務局に対して令和3年12月16日(木)までに辞退届(様式5)を提出してください。

6 提案書類等の取扱い

(1) 提案書類の著作権は提案事業者に帰属します。

(2) 提案書類の内容等については、審査結果の公表等必要な場合、県が必要と認める範囲で公表できるものとします。ただし、下記(4)の内容は除きます。

(3) 提案書類等については、県が必要と認める範囲で提案事業者の同意を得て使用できるものとします。ただし、下記(4)の内容は除きます。

(4) 提案書類等に関して県が知り得た事項であって、提案事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるなどの理由により、秘密を要すると提案事業者から申し出のあった事項のうち、妥当と認められるものについては、その内容を漏らさないものとします。

(5) 県は、提案書類等の取扱いにあたっては十分注意しますが、不測の事態により生じた損害等については責任を負わないものとします。

(6) 提案書類等は一切、返却しないものとします。

(7) 誤字等を除き、提案書類等提出後の内容変更及び追加は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情があると県が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがあります。

(8) 提出された資料、データについては、事業予定者となった時点で兵庫県情報公開条例第6条の規定に基づき情報公開の対象となります。

V 事業者の選定

1 審査の方法

- (1) 事業予定者を選定するために、審査会を設置します。
- (2) 審査会は、IV 5で提出された提案を、審査基準により総合的に評価します。
- (3) 審査会は非公開とします。
- (4) 県は、審査会の審査結果を踏まえ、評価の最も高かった者を事業予定者、次点の者を次順位事業予定者として決定します。
- (5) 事業予定者が合理性を欠く理由による辞退等により、県が損害を受けたときは、県は、当該事業予定者に対しその損害の賠償を請求することができます。

2 審査基準

(1) 審査項目

- ア 譲受申出価格
- イ 事業遂行能力
 - ① 持続可能な企業運営（財務状況等）
 - ② 資金計画
 - ③ 事業計画
- ウ 環境等への配慮
 - ① 周辺環境等への配慮
 - ② 防災等安全対策
 - ③ 輸送計画
- エ 地域貢献度等土地利用計画の評価
 - ① まちづくりへの総合的寄与
 - ② 従業員の雇用 等

(2) 注意事項

- ア 本募集要項の土地利用条件等に合致しないものについては、審査の対象としません。
- イ 提案事業者が1者の場合でも、審査を行います。
- ウ 総合評価が6割未満の場合は、事業予定者及び次順位事業予定者として決定しません。

3 審査結果の通知

審査結果については、書面により全ての提案事業者に令和4年2月上旬（予定）に通知し、その後、公表を予定しています。

なお、審査結果に対する質問又は異議については、一切受け付けません。

VI 違約金

物件取得者が、III 2（1）に規定する土地利用の用途に違反したときは、物件取得者は、譲渡価格の100分の20に相当する額を違約金として、県に支払うものとします。

VII 提出場所（問い合わせ先）

兵庫県企業庁企業誘致課

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館3階

TEL : 078-341-7711 (内線 5458)

FAX : 078-362-4272

E-mail : kigyoyuchi@pref.hyogo.lg.jp